

本人確認に使用できる書類等

別表

本人が請求等を行う場合

	本人確認(1点確認)	本人確認(2点確認)
利用可とするもの	・個人番号カード ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・住民基本台帳カード ・外国人登録証 ・写真付き学生証(氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの) ・写真付き身分証明書(法人若しくは官公署が発行したものであって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの) ・写真付き社員証(法人若しくは官公署が発行したものであって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの) ・写真付き資格証明書(法人若しくは官公署が発行したものであって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの) ・税理士証票 ・戦傷病者手帳 ・区から氏名、住所、生年月日、障害等級等があらかじめ印刷された申請書が送付され、その申請書に必要事項を記載したもの	・公的医療保険の資格確認書 ・年金手帳、基礎年金番号通知書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・福祉サービス受給者証 ・医療券 ・年金証書 ・源泉徴収票 ・写真なし学生証 ・写真なし身分証明書 ・写真なし社員証 ・写真なし資格証明書 ・生活保護受給者証 ・恩給等の証書 ・納税証明書 ・印鑑登録証明書 ・戸籍の付票の写し(謄本、抄本の写し可) ・住民票の写し ・住民票記載事項証明書 ・母子健康手帳 ・地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 ・キャッシュカード ・介護保険被保険者証 ・国民健康保険料納入通知書又は納付書 ・写真なし住民基本台帳カード ・官公署の発行する書類で、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの

社会通念上本人確認書類として使用されているものにおける本人確認も可とする。
手続に応じて一部本人確認書類として使用しないことも可とする。

本人の代理人が請求等を行う場合

	代理権の確認	代理人の本人確認(1点確認)	代理人の本人確認(2点確認)
利用可とするもの	・法定代理人の場合は、戸籍謄本、登記事項証明書(成年後見人) ・任意代理人の場合は、委任状(本人の自署又は記名押印のあるもの) ・本人の個人番号カード ・本人の運転免許証 ・本人の運転経歴証明書 ・本人の旅券 ・本人の身体障害者手帳 ・本人の精神障害者保健福祉手帳 ・本人の療育手帳 ・本人の在留カード(出入国管理及び難民認定法第23条の規定に注意) ・本人の特別永住者証明書 ・本人の公的医療保険の資格確認書 ・本人の介護保険被保険者証	・個人番号カード ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・住民基本台帳カード ・外国人登録証 ・写真付き学生証(氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの) ・写真付き身分証明書(法人若しくは官公署が発行したものであって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの) ・写真付き社員証(法人若しくは官公署が発行したものであって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの) ・写真付き資格証明書(法人若しくは官公署が発行したものであって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの) ・税理士証票 ・戦傷病者手帳 ・区から氏名、住所、生年月日、障害等級等があらかじめ印刷された申請書が送付され、その申請書に必要事項を記載したもの ・<法人の場合> ・下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類 ・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書 ・地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 ・納税証明書	・公的医療保険の資格確認書 ・年金手帳、基礎年金番号通知書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・福祉サービス受給者証 ・医療券 ・年金証書 ・源泉徴収票 ・写真なし学生証 ・写真なし身分証明書 ・写真なし社員証 ・写真なし資格証明書 ・生活保護受給者証 ・恩給等の証書 ・納税証明書 ・印鑑登録証明書 ・戸籍の付票の写し(謄本、抄本の写し可) ・住民票の写し ・住民票記載事項証明書 ・母子健康手帳 ・地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 ・キャッシュカード ・介護保険被保険者証 ・国民健康保険料納入通知書又は納付書 ・写真なし住民基本台帳カード ・官公署の発行する書類で、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの

社会通念上本人確認書類として使用されているものにおける本人確認も可とする。
手続に応じて一部本人確認書類として使用しないことも可とする。